

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び旭川市契約事務取扱規則（昭和39年旭川市規則第22号）第3条の規定に基づき、一般競争入札（以下「入札」という。）について次のとおり公告する。

令和8年4月1日

旭川市長 今津寛介

1 契約担当部局

〒070-8525 旭川市7条通10丁目 第二庁舎5階
旭川市総務部契約課制度担当
電話 0166-25-5736
FAX 0166-26-1323
メールアドレス keiyaku@city.asahikawa.lg.jp

2 入札に付する事項

(1) 入札件名及び数量

令和8年度電子複写機の賃貸借 19台

(2) 賃貸借期間

令和8年6月1日から令和13年5月31日まで

(3) 概要 入札説明書のとおり

(4) 設置場所 入札説明書のとおり

(5) 入札方法

総価で入札に付する。入札金額は、60月分の複写機賃貸借料にコピー料金（1枚当たりのコピー料金に使用予定枚数を乗じて得た額）を加算した額を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

入札参加者は、次の全ての要件を満たしていること。

(1) 旭川市物品購入等の競争入札参加資格において取扱品目「複写機賃貸借」（4012）の入札参加資格を有していること。

(2) 旭川市物品購入等の競争入札参加資格において地域区分「51市内」、「52近隣8

町」又は「53準市内」に登録されていること。

- (3) 旭川市内又は近隣8町に保守業務の事業拠点（保守業者に委託する場合等を含む。）を有し、かつ、故障等の発生時には速やかな対応が可能な者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定により一般競争入札への参加を排除されていない者であること。
- (5) 公告の日から入札執行日までのいずれの日においても、旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

4 入札説明書を交付する場所及び問合せ先

1に同じ。なお、入札説明書は、旭川市ホームページにおいてダウンロードできる。

5 入札参加資格の確認の申請

この入札に参加を希望する者は、3に掲げる入札参加資格を有することの確認を受けるため、入札説明書で示す書類を次のとおり提出しなければならない。

- (1) 提出期限 令和8年4月10日（金）午後5時15分
- (2) 提出場所 1に同じ。

6 入札の日時、場所等

(1) 入札書の提出期限 令和8年4月21日（火）午後4時

(2) 入札書の提出方法

ア 持参又は郵送で提出すること（ファクシミリ又は電子メールによる提出は認めない。）。

イ 郵送により提出する場合は、その封書をさらに発送用の封筒に封入の上、宛名面左側に開札日、担当課、入札件名を朱書きすること。

ウ 旭川市委託契約等競争入札心得（郵便入札）を承知すること。

(3) 入札書の提出先 1に同じ。

(4) 開札の日時 令和8年4月22日（水）午前10時30分

(5) 開札の場所 旭川市総務部契約課入札室（旭川市7条通10丁目 第二庁舎5階）

(6) 開札の方法

入札事務に関係のない職員の立会いの下で開札を行うものとし、落札者へ通知するものとする。

(7) 開札の傍聴

入札参加者その他の傍聴を希望する者は、旭川市委託契約等の競争入札（郵便入札）傍聴要領の規定に基づき開札を傍聴することができるので、開札当日午前10時15分までに1まで申し込むこと。

7 入札の無効

この公告において示した入札参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び旭川市委託契約等競争入札心得（郵便入札）において示した条件等入札に関する条件に違反する者のした入札は無効とし、これらの入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、市長により入札参加資格のある旨を確認された者であっても、入札時点において3に掲げる資格のない者のした入札は無効とする。

8 入札手続等

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 免除する。
- (3) 契約書作成の要否 要する。

この契約は、旭川市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年旭川市条例第40号）の規定に基づく長期継続契約であるため、契約書には「翌年度以降において本市の歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除する」旨、規定する。

(4) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

ただし、最低制限価格を設けた場合において、最低制限価格を下回る入札があったときは、当該入札を失格とする。

- (5) 最低制限価格の設定 無
- (6) 支払条件 毎月後払いとする。
- (7) 詳細は入札説明書による。